

議案第144号

上越市板倉保養センター条例の一部改正について

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市板倉保養センター条例の一部を改正する条例

上越市板倉保養センター条例（平成16年上越市条例第112号）の一部を次のように改正する。

第9条第1号ア中「午後8時」を「午後7時30分」に改め、同号アただし書中「午後4時」を「午後3時」に改め、同号イ中「午後8時」を「午後7時30分」に改め、同号ウ中「午後3時」を「午後2時（宿泊利用をする者がいない日には、午後5時）」に、「午後4時」を「午後3時」に改め、同号エを次のように改める。

エ 食堂 金曜日から日曜日までにあっては午前11時から午後2時まで及び午後5時から午後7時30分まで、その他の日にあっては午前11時から午後2時まで。ただし、和室の宿泊利用をする者の利用にあっては、午後5時から午後10時まで及び翌日午前7時30分から午前8時30分までとする。

第10条中「火曜日」の次に「及び水曜日（これらの日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」を加える。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「前項」を「第12条第1項又は第13条第2項の承認を得た者」に改め、同条を第15条とする。

第13条中「前条第1項」を「第12条第1項又は前条第2項」に改め、同条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（利用の特例）

第13条 指定管理者は、特に必要と認めるときは、大広間を占用して利用させることができる。

2 前項の規定による利用をしようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を得なければならない。承認を得た事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 指定管理者は、前項の承認に当たり、センターの管理上必要な条件を付することができます。

別表を次のように改める。

別表（第15条関係）

区分			単位	上限額	摘要
ゑしんの里やすらぎ荘	浴室	中学生以上	1人	900円	・和室の宿泊利用者及び3歳未満の乳幼児は、無料とする。
		小学生		350円	
		未就学児		300円	
	大広間	39畳	1室1時間につき	3,600円	
		42畳		3,900円	
		50畳		4,600円	
	宿泊利用	8畳	1人	15,000円	・飲食料金を除く。 ・3歳未満の乳幼児は、無料とする。ただし、寝具の利用料金の上限額は、別に定める額とする。
		中学生以上		12,000円	
		小学生		9,000円	
	日帰り利用	8畳	1室1時間につき	800円	
		15畳		1,400円	
やすらぎゲートボール場			1面1時間につき	530円	・ゑしんの里やすらぎ荘の利用者は、無料とする。

備考

- 1 この表に定める額は、税を含む額とする。
- 2 ゑしんの里やすらぎ荘の大広間及び和室の日帰り利用並びにやすらぎゲートボール場の利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(適用区分)
- 2 改正後の上越市板倉保養センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。